

丸森まちづくりセンター利用料金表

丸森まちづくりセンター

令和元年10月1日より改正

利用区分 室名	利用料金		備考
	午前9時～午後10時 (1時間につき)	冷暖房料 (1時間につき)	
婦人研修室	330円	120円	約12人
生活改善実習室	520円	120円	調理台5台
大集会室	4,290円	630円	
研修視聴覚室	330円	120円	約30～50人弱
会議室2	330円	120円	約30人
娯楽室兼茶室	330円	120円	約10人

※町外の方は、利用料金・冷暖房共、2倍のご請求になります。

町民体育館

利用区分		利用時間	午前9時～午後10時 (1時間につき)	備考
貸切利用	体育館	体育を主たる目的として利用する場合	全面	330円
			片面	170円
		その他の目的で利用する場合	全面	3,340円
			片面	1,670円
	卓球室	体育を主たる目的として利用する場合	80円	
		その他の目的で利用する場合	330円	

町民広場

施設名	利用料金		備考
	体育を主たる目的として利用する場合	その他の目的で利用する場合	
グラウンド	680円	2,730円	1時間につき
照明施設	1,990円	3,980円	全点灯30分又は半点灯1時間につき
ゲートボール場	270円	1,100円	1面1時間につき

付属施設(コミュニティセンター及び川平スポーツ交流センター)

区分	利用料金		備考
	午前9時～午後10時 (1時間につき)	暖房料 (1時間につき)	
体育室	1,010円	150円	
和室	330円	100円	約30人
会議室	330円	100円	

《適用》

- 1 利用者が町外居住者の場合は、別表に掲げる利用料金の2倍の額を徴収する。
- 2 利用者が特別に電気・ガ斯特設器具等を利用した場合は、実費を基準としてその都度定める額を徴収する。
- 3 利用時間以外に利用した場合は、利用時間のそれぞれの額に30%の額を加算する。
- 4 利用料金に10円未満の端数が生じた場合は、10円単位に切り上げる。